

政 法 第 7 5 4 号
答 申 第 4 0 7 号
平 成 2 7 年 6 月 8 日

千葉県水道局長 田 谷 徹 郎 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年10月24日付け栗浄第294号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第498号

平成24年10月2日付けで異議申立人から提起された、平成24年9月19日付け栗浄第254号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県水道局長（以下「実施機関」という。）は、平成24年9月19日付け栗浄第254号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした情報において、別表の「実施機関が不開示とした情報（条例第8条第3号イ該当）」の欄に掲げる情報（以下「別表不開示情報」という。）のうち、「情報の区分」欄（以下「情報の区分欄」という。）「5」及び「8」に掲げる情報を除いた情報を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定に係る処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

なお、異議申立人は、意見書において、本件決定に係る処分で千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして不開示とした情報については、異議がないとしている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書における主張

ア 技術上及び営業上のノウハウ情報が開示されていないのは違法である。

イ 水道局で発注した作業であり、電気設備技術基準によるもので企業のノウハウではない。

ウ 国民の知る権利を侵害している。

(2) 意見書における主張

県職員が競売妨害容疑で逮捕される事件があった。何故にこのような不祥事がおこるのであろうか。（意見書に添付した）新聞にある通り、ベテラン職員と業者との深い癒着があると指摘している。再発防止の為にも行政を国民の監視

下におき、より透明性を高め行政への信憑性を高める必要がある。この為にも情報開示制度がある。本件の事案に以下のような不審な点があるので、情報開示請求に至った。

- ① 同じ業者が長期に渡り業務を行っている。
- ② 一般競争入札であっても参加者が少なく、特定の業者のみ参加している。
- ③ 落札価格が他の施設と比べ高額で推移している。

行政側で参入障壁を設け、事実競争原理の働かない入札を繰り返しているのではないか。実態を調べる必要がある。

実施機関からの理由書を検証してみると、条例第8条第2号には異論はない。異議申立書に書いたように条例第8条第3号の運用に問題がある。情報開示した施設は公共施設であり、この施設の業務点検報告書の所有権は行政側にあり、業者側にあるものではない。すなわち、これは税金を払った国民のものと言える。当然、国民は業務点検報告書の内容を知る権利がある。ところが行政側（実施機関）は業者側の立場に立ち、業者のノウハウであるから公表しないと主張している。あろうことか業者へお伺いを立て秘密にすべきところを隠すよう指示している。すなわち、これは行政と業者の癒着が鮮明に浮かび上がってくる典型例である。又、それほど業者のノウハウにこだわるならば指名競争入札にすれば良いが、今度は指名にする根拠がない。なぜならば、この業務は通常技術で実施可能で何ら特殊な技術は必要ないからである。一般競争入札の形式をとるのは、ある種の擬態であり実施機関は論理破綻している。以上の理由で業務点検報告書は条例第8条第2号を除き、全て公開すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、条例に基づき、平成24年8月25日付けで、「県水道局栗山浄水場における妙典給水場特高設備点検業務委託の起案書、金入設計書及び業務計画書、点検報告書（直近のもの）H23年とかH22年とか」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は「平成23年度妙典給水場特高設備点検業務委託の起案書、金入設計書、業務計画書及び点検報告書(以下「本件対象文書」という。)」を特定し、本件決定を行った。

本件対象文書は、電気事業法第42条第1項の規定により定めた千葉県水道局自家用電気工作物保安規定(以下「保安規定」という。)第14条に則り、特高受変電設備の機能維持と、電気事故の予防保全を図るために実施する妙典給水場特高設備業務委託(以下「業務委託」という。)に係る行政文書である。

3 理由説明書による説明

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書のうち業務計画書及び点検報告書(以下「点検報告書等」という。)には、点検者及び測定者(以下「点検者等」という。)の氏名、電話番号及び印影(以下「氏名等」という。)が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。点検者等は業務委託の受託者等の従業員であり、事業を営む個人にはあたらない。また、条例第8条第2号ただし書きハに規定する公務員等には該当しない。

さらに、氏名等は、条例第8条第2号ただし書きイ、ロ及びニに該当する情報ではないため、条例第8条第2号に該当する情報である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

点検報告書等にある法人の印鑑の印影は、業務委託を受託した法人(以下「特定法人」という。)が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、特別な管理をしているものと推認され、特定法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、点検内容の詳細な情報については、特定法人が保安規定に則り、構築したノウハウから作業手順を確立し、点検検査し報告したもので、公にすると当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

4 第三者に対する意見照会について

本件決定に先立ち、点検報告書等を提出した特定法人に対し、条例第16条第1項の規定に基づく意見照会を行った。

この意見照会に対し、「点検報告書等には特定法人の事業を進めていくうえで、

とても重要な知的財産を含む情報が含まれている」ため、点検報告書等に記載された情報の一部について不開示とすることを求める旨の意見書が特定法人から提出された。

5 補充理由説明書による説明

(1) 開示する部分について

再検討した結果、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「7」に掲げる情報については、不開示情報に該当しないため、開示する。

(2) 不開示とする部分の理由の追加について

別表不開示情報のうち、情報の区分欄「8」に掲げる情報については、特定法人が特定機器の推定寿命を考察するため行った実験結果が詳細に記載されており、特定法人のノウハウであると考えられる。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書の不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書のうち、起案書及び金入設計書に実施機関が不開示とした部分はないことを確認した。

点検報告書等において実施機関が不開示とした部分は、条例第8条第2号又は第3号イの該当部分になるが、これらのうち、異議申立人は条例第8条第2号に該当する不開示情報については異議がないとしている。

したがって、点検報告書等の不開示情報のうち、異議申立人が争わないとしている条例第8条第2号に該当する不開示情報を除いた部分（以下「本件不開示部分」という。）につき、以下、条例第8条第3号イ該当性を検討する。

なお、点検報告書等の各標題の下部には、「本資料は特定法人及び協力会社の機密情報を含んでおります。特定法人の同意なく本資料の全部又は一部を複製すること、他社に通達、開示されることの無い様にお願ひ申し上げます。」との記載が認められる。

3 条例第8条第3号イ該当性について

当審査会において点検報告書等を見分したところ、本件不開示部分の情報は、別表不開示情報と認められる。これらの情報のうち実施機関は、上記第3の5(1)のとおり、情報の区分欄「7」に掲げる情報を除き条例第8条第3号イに該当する不開示情報であると説明するので、以下、本件不開示部分の条例第8条第3号イの該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

そして、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人が主観的に他人に知られたくないというだけでは足りず、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に存在することが必要であり、かつそのようなおそれが存在するといえるためには、抽象的な可能性があるだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「1」に掲げる情報について

ア これらの情報については、以下のとおり、不開示情報の内容ごとに検討する。

(ア)「業務計画書」中、「手順書」における作業内容欄、作業実施手順のうちの中項目欄、詳細内容欄、備考欄、作業フローの作業内容及び作業担当欄に記載の内容（以下「手順書における不開示情報部分」という。）は、特高受変電設備の点検（以下「点検」という。）を実施するために必要な作業の項目、注意・確認事項等の一般的な内容に過ぎず、特定法人の特別なノウハウが記載

されているものとまでは認められない。

よって、手順書における不開示情報部分は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

(イ) 実施機関の説明によると、業務委託は、一般競争入札ではなく指名競争入札により行われ、当該指名競争入札の際、特記仕様書に参考図として実施機関が保有する単線結線図を添付したとのことである。

「業務計画書」中、「充電部確認図」における単線結線図は、上記特記仕様書に添付の単線結線図と基本的に同一のものであり、入札に参加した法人に既に示されている情報であることが認められる。

よって、上記「充電部確認図」における単線結線図は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

(ウ) 「業務計画書」中、「充電部確認図」における単線結線図に付記された内容は、点検を実施するために必要となる作業管理項目等の一般的な記載内容に過ぎない。

よって、上記「充電部確認図」における単線結線図に付記された内容は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

(エ) 「点検報告書」中、「長期保全計画（案）」における備考欄に記載の内容は、当該計画（案）に記載している事項に関する注意事項や点検を実施の際の留意事項等に過ぎず、特定法人の特別なノウハウが記載されているものとは認められない。

よって、上記「長期保全計画（案）」における備考欄に記載の内容は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

イ 上記(ア)から(エ)までにより、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「1」に掲げる情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(3) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「2」に掲げる情報について

これらの情報は、各機器を具体的に点検するために必要な各種条件、判定基

準、数値基準及び規定値等（以下「判定基準値等」という。）であり、特定法人が設定したものである。

実施機関の説明によると、業務委託は指名競争入札により行われるが、特定法人以外の法人が落札し、点検を行うこととなった場合、実施機関が保有している妙典給水場特高受変電設備工事完成図書（以下「完成図書」という。）の情報を、入札で落札した法人に提供するとのことであり、判定基準値等の情報は、基本的に完成図書に記載されている内容に含まれているとのことである。

このように、完成図書の情報が特定法人以外のいわば競争相手の法人が知り得ることが出来る情報であることを鑑みると、判定基準値等の情報についても特定法人の内部に留め置かれ得る性質のものとは認められない。また、判定基準等の記載に特定法人が判定基準等を設定するに至った過程や根拠までを記載しているとも認められない。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「2」に掲げる情報は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないことから、条例第8条第3号イに該当しない。

(4) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「3」に掲げる情報について

これらの情報は、特高受変電設備の各機器類の交換時期等の情報であり、特定法人が推奨する各機器類の交換時期の年数、取替周期の年数及び冷却機ガスブロワーの潤滑油等の交換時期等（以下「各機器類の交換時期等」という。）が記載されている。

実施機関の説明によると、各機器類の交換推奨時期の設定は、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）が制定、運用している日本電機工業会規格（JEM規格）を基に、特定法人が各機器の使用環境、負荷状況、運転時間等を勘案して設定しているとのことであり、特定法人が独自に設定したものとはまではないえず、各機器類の交換時期等は、具体的な年数等を示すが、特定法人が当該交換年数等を設定するに至った過程や根拠までについて記載されているとは認められない。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「3」に掲げる情報は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるとまでは認められないことから、条例第8条第3号イに該当しない。

(5) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「4」に掲げる情報について

これらの情報は、特高受変電設備の各機器類の工事履歴の情報であり、これまでに実施した部品交換の工事履歴等の事実を記載しているに過ぎないことから、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「4」に掲げる情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(6) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「5」に掲げる情報について

これらの情報は、特定法人の代表者の印影であり、見分したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしている印鑑の印影と推認されることから、これを公にすることにより、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「5」に掲げる情報は、条例第8条第3号イに該当する。

(7) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「6」に掲げる情報について

これらの情報は、長期保全計画（案）の表に示されている凡例の説明を記載しているものに過ぎず、これら情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「6」に掲げる情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(8) 別表不開示情報のうち、情報の区分欄「8」に掲げる情報について

これらの情報は、特定機器の推定寿命を設定するために、特定法人が、その蓄積された知識、技術等を用いて、特定機器の特殊性を踏まえ設定するに至った過程や根拠が全般にわたって記載されていることから、これらの情報を公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「8」に掲げる情報は、条例第8条第3号イに該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報において、別表不開示情報のうち、情報の区分欄「5」及び「8」に掲げる情報を除いた情報については、条例第8条第3号イに該当しないため、開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年10月29日	諮問書の受理
平成24年12月20日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年 9月17日	審議
平成26年10月22日	審議
平成26年11月26日	審議
平成26年12月24日	審議
平成27年 3月19日	実施機関の補充理由説明書の受理
平成27年 3月25日	審議
平成27年 4月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年4月22日現在)